

事業所の皆さんに知っていただきたい

「事業系ごみ」の処理方法（必読）

ガイドライン

- ・はじめに … 1P
- ・事業者の責務（排出者責任）…関係法令 … 1P
- ・事業系廃棄物の体系 … 2P
- ・産業廃棄物の種類(市で処理ができないもの) … 3P
- ・事業系廃棄物の処理の方法と特記事項 … 4P
- ・事業系一般廃棄物(市内発生に限り、取り扱うもの) … 5P
- ・事業種による直接搬入の条件(制限)等 … 6P
- ・民間処理施設でリサイクルできる事業系廃棄物 … 7P
- ・問い合わせ … 9P
- ・ガイドライン運用開始から現在 … 10P

はじめに

事業活動（事業所）から発生するごみは、その業種や発生物によって、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」の2種類に大別されます。

本ガイドラインは、事業者責務（排出者責任）と、大別された廃棄物の処理方法等を紹介し、廃棄物の適正処理を理解してもらうために作成しております。

事業者の責務（排出者責任）・・・関係法令

■（法律）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■（条例）浦安市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業系廃棄物の発生及び排出を抑制し、再利用等を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者による廃棄物の減量）

第12条 事業者は、再利用等を行うことが可能な物の分別及び回収の徹底を図るとともに、その他必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保その他廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生部品(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品をいう。)を利用するよう努めなければならない。

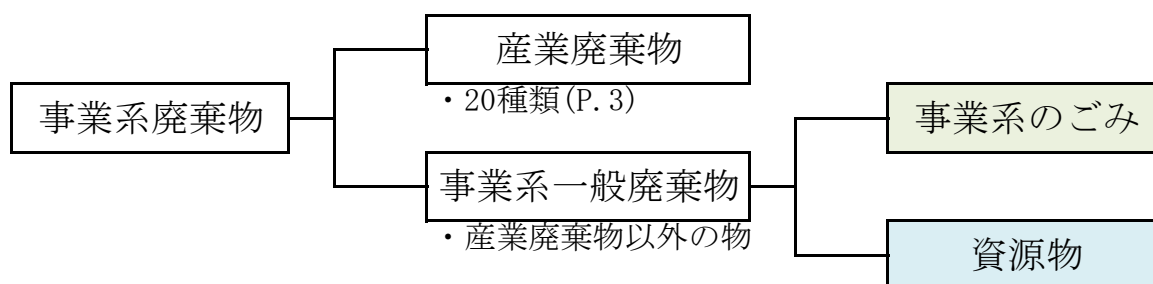
(平13条例10・一部改正)

(適正包装等)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について、適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

事業系廃棄物の体系



事業系廃棄物は、事業活動(事業所)から発生するすべてのごみです。そのうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の廃棄物を「産業廃棄物」といい、それ以外を「事業系一般廃棄物」といいます。

事業系一般廃棄物は、基本的に市の焼却施設や再資源化施設で処理することが可能ですが、分別の徹底により、民間リサイクル施設等で有価で引き取ってもらえる資源物もあります。

※爆発性・毒性・感染性などがある「特別管理」の産業廃棄物や一般廃棄物がありますが、本体系では除外しています。

★廃棄物処理法では、「排出者責任」が定められ、自ら減量や適正処理を行う必要があると示されています。資源物の中でも特に「紙類」は、資源化ルートが確立されていることから、可燃ごみへの混入はせず、適正な処理を心掛けてください。

<依頼先>古紙リサイクル業者・一般廃棄物処理業許可業者

産業廃棄物の種類 (市で処理ができないもの)

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。
(法第2条第4項、令第2条)

区分	種類	業種及び具体例 (種類を含有する製品は該当する)
業種を問わず産業廃棄物になるもの	1. 燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰
	2. 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物、活性炭かす(泥状)、トナ
	3. 廃油	ガリス(潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性問わず、すべての廃油
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類、発酵廃液等、すべての酸性廃液
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液等、すべてのアルカリ性廃液
	6. 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形液状を問わず、すべての合成高分子系化合物
	7. ゴムくず	生ゴム・天然ゴムくず
	8. 金属くず	鉄・アルミなどの金属の研磨くずや切削くず(「金属製品・什器類」全般を意味する。)
	9. ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等
	10. 鉱さい	鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすと各種の溶鉱炉かす等
	11. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片等
	12. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダクト類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(ダクト類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は産業廃棄物(動植物性残さ、動物系固形不要物を除く。)の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
業種によって産業廃棄物になるもの	13. 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、②パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、③新聞業に係るもの(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、④出版業に係るもの(印刷出版を行うものに限る。)、⑤製本業及び印刷物加工業に係るもの
	14. 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、②木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの、③パルプ製造業に係るもの、④輸入木材の卸売業に係るもの、⑤物品賃貸業に係るもの
	★業種指定なし	貨物の流通のために使用したパレットに係るもの(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
	15. 繊維くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維
	16. 動物系の固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	17. 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等)
18. 動物のふん尿	畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む	
19. 動物の死体	畜産農業に係るものに限る	
注	20. 施行令第2条第13号に定めるもの	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物等)

事業系廃棄物の処理の方法と特記事項

・産業廃棄物の処理

- ① 産業廃棄物の処理には、産業廃棄物の「種類」に応じて「許可」を受けた事業所（以下、「産廃許可業者」という。）に委託をする必要があります。
- ② 産廃許可業者と「委託契約」を締結する必要があります。
なお、産業廃棄物の処理業には、「収集運搬許可」と「処分業許可」の2種類があるので、それぞれを異なる業者に委託する場合には、個々の契約が必要となります。（契約書5年保存）
- ③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、各事業者単位で5年間の保存が必要です。
- ④ 排出事業者自身が運搬を行う場合に限り、収集運搬業の許可やマニフェストが不要となりますが、遵守すべきルールがあります。
（環境省HP：「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務」参照）

・事業系一般廃棄物の処理

- 産業廃棄物以外のもの（一般廃棄物）の処理には、市が許可した一般廃棄物処理業許可を受けた事業所（以下、「一廃許可業者」という。）に委託をする必要があります。
但し、一般廃棄物に限っては、排出事業者自らが市の施設へ搬入すること（自己搬入）も可能ですが、適正分類がされずに混載状態での搬入になっているような場合は、受入れをお断りする場合があります。

・その他

- 廃棄物が、左記の区分に該当しない場合でも、市で処理できない品目は「処理困難物（特別管理の産業廃棄物含む）」となりますので、数量の有無を問わず、専門業者に処理を委託してください。
例）タイヤ・バッテリーなどの自動車部品、農薬などの薬品など
- 紙・布・金属・ガラスの4品目に限っては、搬入先が再生資源業者に限定されていれば、「専ら物」として例外的に産廃・一廃の許可を不要としますが、「資源化処理契約書」等が必要です。

●特記事項(注意事項)

- ・ 別紙「事業系廃棄物早見表」の緩和項目に該当し、下記条件を満たした場合に限り受入れを行います。（あわせ産廃）
- ・ あわせ産廃となる場合は、口頭による申告をしてください。（無申告・虚偽申告による搬入が確認された場合は、受入れができないことがあります。）
- ・ 一回当たりの搬入量は45Lのポリ袋3袋に収めた物で、週3回まで受入れを認めます。
- ・ 搬入できる事業者は「排出者の責務」として、産業廃棄物許可業者（処理業者）の確保等に努めなければならないことを理解している者に限りま

事業系一般廃棄物（市内発生に限り、取り扱うもの）

事業系ごみの排出は、一廃許可業者への委託か、自己搬入による処理方法となります。

また、排出時の注意点として、「分別の徹底」と「中身が確認できるよう透明もしくは半透明の袋」を使用してください。

①可燃ごみ（徹底要件：資源分別）

使用済みのティッシュペーパーやリサイクルできない紙類と従業員又は一般消費者自らの消費に伴って生じた弁当ガラやプラ製品※など

★資源化できる古紙の混入が確認された場合には、受入れをお断りすることがあります。

※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、今後、取り扱いの変更が生じる見込みです。

②生ごみ（徹底要件：水切り）

食品の食べ残しや調理残渣など⇒食品リサイクル業者と契約。それが難しい場合は、可燃ごみとして排出してください

★民間のリサイクル施設での堆肥化や飼料化ができます。

※食品製造業など、特定の事業活動に伴い発生した場合は「産業廃棄物」です。

③木くず（徹底要件：長さ50cm・厚さと幹の直径5cm以内）

剪定枝や木製品など⇒木材リサイクル業者と契約。それが難しい場合は、可燃ごみとして排出してください

★民間のリサイクル施設での堆肥化やチップ化ができます。

※建設業や木製品の製造業など、特定の事業活動に伴い発生した場合は「産業廃棄物」です。

④不燃ごみ（徹底要件：処理困難物の除去）

従業員又は一般消費者自らの個人消費に伴って生じた金属製品やガラス製品など

★産業廃棄物と断定できるものが混入していた場合は、受入れをお断りすることがあります。

⑤粗大ごみ（徹底要件：適正排出）

事務所の机や椅子、テーブルなどで材質が「木製」のもの

★産業廃棄物と断定できるものが混入していた場合は、受入れをお断りすることがあります。

⑥紙類（徹底要件：紙種分別）

新聞・雑誌・段ボール・OA用紙などに分別してください

★シュレッダーくずや機密文書をリサイクルできる業者があります。

※紙製造業や建設業など、特定の事業活動に伴い発生した場合は「産業廃棄物」です。

⑦飲料用の「びん・缶・ペットボトル」

（徹底要件：洗浄・ラベルとペットボトルの蓋を除去）

従業員又は一般消費者自らが飲料用途で使用した物で、徹底要件を満たし、リサイクルの用を成すものに限りです。

⑧発泡スチロール製容器（徹底要件：汚物や滑りの除去と洗浄）

徹底要件を満たした場合に限り、減容機による再資源化を目的に受入れる。これ以外は、「産業廃棄物」として受入れをお断りすることがあります。

適正分別がされていない場合、受入れをお断りすることがあります。

事業種による直接搬入の条件(制限)等

・造園業、解体業、リフォーム業 ※事業系一般廃棄物に限る

事業者は、発生場所・氏名・連絡先・契約書(写)等を控え、あわせて現場写真(デジカメ・携帯等)を保存しておくこと。

※条例第37条第1項の規定に基づく検査を実施する場合があります。

また、状況確認のため、必要に応じて上記の関係書類の提示を求め
る場合があります。

・運送業(引越業者等)

①家庭の引越に伴う廃棄物は、原則、排出者本人の同乗もしくは同行により、「家庭系一般廃棄物」として搬入が可能ですが、同乗・同行がされない場合には、市から許可を受けた許可業者による収集運搬が必要となります。

また、この条件が満たされずに引越業者等が搬入される場合は、産廃・一廃の基準に照らし合わせた取扱いとなり、市内に事務所等が無い業者の搬入はできません。

②事務所の引越に伴う廃棄物を引越業者等が搬入することはできません。事業系一般廃棄物が発生する場合は、事務所による直接搬入か市から許可を受けた許可業者による収集運搬が必要となります。

※不用品回収業者・廃品回収業者で、「古物商許可証」で有価取引をしている事業者の市処理施設への搬入はできません。

但し、市内に事業所がある場合に限り、産廃・一廃の基準に照らし合わせた取扱いとなります。

・畳専門業

畳専門店による「畳」の搬入は、1日10枚(1事業者)を限度とします。但し、張替えたイグサ等(畳表)の搬入制限はありません。

※既設の建物を解体もしくは改築する際に発生する畳で、解体業や建設業等の特定業者が取扱いをするものは、「産業廃棄物」となるので、市処理施設への搬入はできません。

注意事項

① 家庭系ごみとしての排出禁止

産業廃棄物・事業系一般廃棄物ともに家庭系ごみとしての排出はできません。但し、「事業系一般廃棄物」で、一回の排出量が少量の場合に限り、「事業系少量一般廃棄物排出届」を提出し「事業系廃棄物指定収集袋」を利用することで、家庭系ごみと同様に排出することができます。(別冊の「事業系指定ごみ袋の利用方法」を参照)

② 不用品回収業者・廃品回収業者への処分依頼

無料若しくは安価で引き取りをする業者がありますが、マニフェストの交付もなく、廃棄物処理法違反として、排出事業者が罰せられる可能性が非常に高く注意が必要です。

民間処理施設でリサイクルできる事業系廃棄物

可能な限り、リサイクルの優先をお願いします。

○ 「生ごみ」

(出し方)

(依頼先)

① 食品系廃棄物	処理業者と相談	<ul style="list-style-type: none"> 食品系廃棄物リサイクル業者 一廃許可業者
② 魚腸骨	処理業者と相談	<ul style="list-style-type: none"> 魚腸骨リサイクル業者 一廃許可業者

リサイクルの適性は、処理業者にご確認ください。

リサイクルができない場合には、「可燃ごみ」として、市で処理ができます。

○ 「木くず」

(出し方)

(依頼先)

枝葉、伐採木、廃木材、木製の家具類	処理業者と相談	<ul style="list-style-type: none"> 木くず関連のリサイクル業者 一廃許可業者
-------------------	---------	---

リサイクルの適性は、処理業者にご確認ください。

リサイクルができない場合には、「可燃ごみ」「粗大ごみ」として、市で処理ができます。

○ 「紙類」

(出し方)

(依頼先)

① 新聞 (チラシ含)	原則、品目ごとに禁忌品を取り除いて束ねる。	<ul style="list-style-type: none"> 古紙リサイクル業者 一廃許可業者 産廃業者 (製紙工場)
② 雑誌 (カタログ含)		
③ 段ボール		
④ OA用紙		
⑤ 雑紙 (メモ用紙・紙箱・封筒・包装紙等)	処理業者と相談	
⑥ シュレッダー紙	単独で、ポリ袋に入れる。	
⑦ 機密文書	処理業者と相談	

油等で汚れた物やリサイクルのできない紙類 (禁忌品) は、「可燃ごみ」として、市で処理ができます。

(禁忌品の一例)

カーボン紙、感熱紙(レシート)、合成紙(ポスターなど)、染紙(アイロンプリント)、シール、シール台紙、防水加工されたもの、感熱発泡紙(点字印刷紙)、窓付封筒(※)ビニールを除去すれば可

・その他、リサイクルの可否は、処理業者と相談してください。

○ 「ガラスびん」

(出し方)

(依頼先)

① リターナブルびん (繰り返し使えるびん)	キャップ除去と洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスびんリサイクル業者 ・一廃許可業者 ・産業廃棄物収集運搬業者
② ワンウェイびん	キャップ除去と洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・一廃許可業者 ・産業廃棄物収集運搬業者 ・ガラスびんリサイクル業者

リターナブルびんは、酒屋等の販売店にお返してください。

従業員又は一般消費者自らが飲料用途で使用した物で、出し方の要件を満たし、リサイクルの用を成すもの限り、市の受け入れを許可します。

○ 「缶」

(出し方)

(依頼先)

飲料用の缶 (アルミ缶・スチール缶)	洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶リサイクル業者 ・一廃許可業者 ・産業廃棄物収集運搬業者
-----------------------	----	--

従業員又は一般消費者自らが飲料用途で使用した物で、出し方の要件を満たし、リサイクルの用を成すもの限り、市の受け入れを許可します。

○ 「ペットボトル」

(出し方)

(依頼先)

飲料用のペットボトル	ラベルと蓋を除去し、 洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルリサイクル業者 ・産業廃棄物収集運搬業者 ・一廃許可業者
------------	------------------	---

従業員又は一般消費者自らが飲料用途で使用した物で、出し方の要件を満たし、リサイクルの用を成すもの限り、市の受け入れを許可します。

○ 「紙おむつ」

(出し方)

(依頼先)

使用済みの紙おむつ	汚物を除去	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつリサイクル事業者 ・一廃許可業者
-----------	-------	--

リサイクルの適性は、処理業者にご確認ください。

リサイクルができない場合には、「可燃ごみ」として、市で処理ができません。

注意点

民間処理施設でリサイクルできる一般廃棄物を紹介していますが、「産業廃棄物の種類」より、「業種によって産業廃棄物になるもの」(3p)を必ずご確認ください。

例えば、業種が「食料品製造業」であった場合には、そこで発生する生ごみは、食品系廃棄物として「産廃」扱いとなることから、市の施設への搬入はできないこととなります。

よって、この生ごみは、産業廃棄物として適正処理しなければなりません。産廃の中間処理による堆肥化・焼却等とするか、もしくは、食品リサイクル法によるところの再生利用とすることを検討することとなります。いずれの場合も、適正処理は、事業者自らの手で考えなければいけません。

問い合わせ

○ 産業廃棄物に関すること

- ・一般社団法人 千葉県産業資源循環協会

TEL:043-239-9920

<http://www.chiba-sanpai.or.jp>

- ・産業廃棄物処理業者名簿／千葉県 - 千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/shorigyou/meibo.html>

○ 事業系一般廃棄物の処理委託に関すること

- ・一般廃棄物処理業許可業者一覧

事業所名	所在地	電話番号
(株)浦安清運	浦安市千鳥15-39	047-350-5556
(有)協栄社	浦安市千鳥15-42	047-353-5105
(株)宇田川清掃	浦安市北栄3-30-12	047-351-3553
(株)市川環境エンジニアリング	浦安市富士見5-11-7	047-351-4701
(株)ダイゴ	浦安市北栄3-35-21	047-351-9234
(株)清五郎運送	浦安市猫実3-16-9	047-351-2921
(有)グリーン環境	浦安市猫実1-20-46	047-352-5383

※市内の一廃許可業者は、「産業廃棄物の許可」も取得していますが、産業廃棄物を依頼する場合は「取扱い廃棄物の種類」を必ずご確認ください。

○ 食品リサイクルに関すること

- ・登録再生利用事業者一覧表／農林水産省ホームページ

<http://www.maff.go.jp>

の検索から「登録再生利用事業者一覧表」と入力

○ 古紙・金属くず・空き瓶・古繊維・ペットボトル・その他の廃棄物の再生を行う事業者のこと

- ・登録廃棄物再生事業者名簿／千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saisei-jigyousha/gaiyou.html>

- ・市内で古紙を取り扱っている事業者

浦安市資源事業協同組合	浦安市富士見2-11-48	047-381-7781
		urayasusigen@wave.plala.or.jp

※市内の一廃許可業者でも取扱いをしていることがあります。

○ 浦安市クリーンセンターでの処理手数料と受付時間（処理に関すること）

ごみ処理手数料（自己搬入）	200円/10kg（税別）	品目共通
受け入れ時間について	月～土 9:00～11:00・13:00～16:00（年末年始は要確認）	
浦安市千鳥15-2	047-381-5300	

○ その他（事業系一般廃棄物・事業系少量一般廃棄物指定収集袋に関すること）

環境部ごみゼロ課	直通 047-712-6467
----------	-----------------

ガイドライン運用開始から現在

ガイドラインの運用から約2年が経過し、本市が掲げる「自己（責任）による適正処理の優先」は、排出事業者の皆様のご理解とご協力により順調にその運用方法が定着してきております。

しかし残念なことに一部の事業者においては、改善の必要が生じております。クリーンセンターへの搬入の可否が不明瞭な廃棄物につきましては、許可業者と契約している場合には許可業者へ、直接搬入をしている事業者の場合は、搬入前にクリーンセンターへご相談ください。相談せずに搬入された場合においては、現場作業員の指示に従っていただくようお願いいたします。

また、ここ最近の一例ですが、明らかな事業系の廃棄物や収集運搬業の許可を持たない事業者が、家庭系の廃棄物と偽りクリーンセンターへ搬入しているケースが見受けられます。

このようなことから、今後は事業系廃棄物に限らず、家庭系廃棄物の排出場所の確認も「浦安市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第37条第1項」により立ち入り調査を実施する場合がありますのでご注意ください。

廃棄物の処理は何よりもまず「廃棄物を発生させないこと」が重要になります。事業者の皆様におかれましては、製品の製造・流通・提供時などに廃棄物を減量する工夫を第一にお願いいたします。それでも廃棄物が発生した場合にはリユース・リサイクルを優先し、「廃棄」は最終手段とするようお願いいたします。特に、食品においては適正な製造・提供量の管理や小盛メニューの提供などを実施し、食品ロスの削減に努めるようお願いいたします。

最後に、今後「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、取扱い形態の変更が予想されますので、注意・確認をお願いいたします。

メモ

浦安市は、

「自己（責任）による適正処理の優先」

を建設的に推し進めます。